

第一簡易水道事業（増田川ダム建設）再評価委員会の設置について

1 設置目的

水道施設整備事業については、効率的な執行及びその実施過程の透明性の確保を図る観点から、事業採択から一定期間（原則5年）を経過した事業を対象に再評価を行っています。

本市（旧妙義町）の簡易水道では、湧水に水源を頼ってきましたが、水源の枯渇や減少により需要に応じられない状況となり、安定した水源を確保するために県で建設する増田川ダムに参画しました。平成10年度からは、増田川ダム建設負担金の国庫補助事業の採択を受け、毎年負担金を支払っています。この間に、平成15年度に1回目の再評価を実施し、「継続」の評価が出ています。そして、5年後の今年度が2回目の再評価の実施時期となります。

第一簡易水道事業（増田川ダム建設）の再評価については、ガス水道局で再評価に係る資料の作成を行い、当該事業の対応方針を決定することとなります。このため、本市において当該事業の再評価を行うにあたり、学識経験者等第三者の意見を聴取するため、「第一簡易水道事業（増田川ダム建設）再評価委員会」を設置することとします。

2 委員会での検討事項

再評価の対象となる当該事業について、以下の事項を分析・検討し、事業計画の妥当性を検証します。

- 1 採択後の事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2 採択後の事業の進捗状況
- 3 コスト縮減及び代替案立案等の可能性
- 4 事業の投資効果

以上を分析・検討し、今後の対応方針（継続・見直し・中止等）を明らかにして公表することとします。

3 第一簡易水道事業（増田川ダム建設）再評価委員会設置要綱について

第一簡易水道事業（増田川ダム建設）再評価委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 第一簡易水道事業（増田川ダム建設）の再評価について、市民の意見を反映させるため、第一簡易水道事業（増田川ダム建設）再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、第一簡易水道事業（増田川ダム建設）について分析・検討し、再評価をする。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者、市議会議員、市民団体、その他関係者等から企業管理者(以下「管理者」という。)が依頼する者とする。

(2) 委員会の人数は8名以内とする。

(運営)

第4条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

(2) 委員長は、委員会の議長となる。

(3) 委員会は管理者が招集する。

(任期)

第5条 任期は委嘱の日から、その日の属する年度末までとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、ガス水道局管理課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

4 委員構成(選任)

8名以内 ・学識経験者(1名)

・市議会議員代表(2名)

・市民団体(4名)

区長会・簡易水道運営協議会・地域審議会